

第61期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年9月11日（水曜日）

午前10時

開催場所

東京都中野区中央4丁目5番3号

当社本所新館 会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株式会社構造計画研究所

（証券コード 4748）

目 次

第61期 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	26
貸借対照表	46
損益計算書	47
株主資本等変動計算書	48
個別注記表	49
会計監査人の監査報告書謄本	59
監査等委員会の監査報告書謄本	60

(証券コード4748)
2019年8月27日

株 主 各 位

東京都中野区本町4丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所
代表取締役社長 服 部 正 太

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

〔書面により議決権を行使される場合〕

書面により議決権をご行使くださる際には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年9月10日（火曜日）の午後5時までに到着するようご返送ください。

なお、議決権行使書の議案についての賛否を記載する欄に記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

〔電磁的方法により議決権を行使される場合〕

電磁的方法により議決権をご行使くださる際には、3頁から4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、当社指定のインターネットウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、電磁的方法による議決権の行使は、2019年9月10日（火曜日）の午後5時までとさせていただきます。

敬 具

記

1. 開催日時 2019年9月11日（水曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都中野区中央4丁目5番3号
当社本所新館 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第61期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役12名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（<https://www.kke.co.jp>）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年9月10日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ・ 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化と経営の透明性・客観性の向上等を目的として、監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社に移行するため、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役に関する規定を新設するとともに、監査等委員会に関する規定を削除するものであります。また、その他、上記各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、定款第32条の新設に関しましては、各監査等委員の同意を得ております。

本定款の変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社構造計画研究所と称し、英文ではKOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 技術コンサルタント業務 (2) 建築設計及び構造設計並びに監理業務 (3) 情報処理にかかわるソフトウェアの開発・保守及び運用業務 (4) インターネット、ワイヤレス無線、データ解析及び情報配信システムの開発、販売並びに研究業務	第1章 総則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社構造計画研究所と称し、英文ではKOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 技術コンサルタント業務 (2) 建築設計及び構造設計並びに監理業務 (3) 情報処理にかかわるソフトウェアの開発・保守及び運用業務 (4) インターネット、ワイヤレス無線、データ解析及び情報配信システムの開発、販売並びに研究業務

現 行 定 款	変 更 案
(5) 技術図書の出版業務 (6) 技術教育セミナー等の研修業務 (7) 不動産の賃貸業務 (8) 上記各号に附帯<u>また</u>は関連する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> 〈新設〉 <u>(3)</u> 会計監査人 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、21,624,000株とする。	(5) 技術図書の出版業務 (6) 技術教育セミナー等の研修業務 (7) 不動産の賃貸業務 (8) 上記各号に附帯<u>又は</u>関連する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> <u>(4)</u> 会計監査人 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、21,624,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>または</u>取締役会の決議によって委任を受けた<u>取締役</u>が定め、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会<u>又は</u>取締役会の決議によって委任を受けた<u>執行役</u>が定め、これを公告する。
(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱い<u>なら</u><u>び</u>に手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>または</u>は本定款のほか、取締役会<u>または</u>取締役会の決議によって委任を受けた<u>取締役</u>の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱い<u>並</u><u>び</u>に手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令<u>又は</u>は本定款のほか、取締役会<u>又は</u>取締役会の決議によって委任を受けた<u>執行役</u>の定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。	(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u> 2 <u>代表取締役に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載<u>または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u> 2 <u>株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役が行う。当該取締役又は当該執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、3名以上とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。 (削除)
(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)</u> <u>の中から代表取締役を選定する。</u>	3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 〈削除〉 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(重要な業務執行の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2日前までに各監査等委員に対し て発する。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮すること ができる。 2 監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等 委員会を開催することができる。 (常勤監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって 常勤の監査等委員を選定すること ができる。 (監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会 において定める監査等委員会規則 による。 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉	〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉 第5章 指名委員会等 (各委員の選定) 第27条 指名委員会、監査委員会及び報酬委 員会の委員は、取締役の中から、取 締役会の決議によって選定する。 (各委員会規程) 第28条 各委員会の権限その他各委員会に 関する事項は、法令又は本定款のほ か、各委員会の規程による。

現 行 定 款	変 更 案
〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉	<u>第6章 執行役</u> <u>(執行役の選任)</u> 第29条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。 <u>(任 期)</u> 第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 <u>(代表執行役の選定)</u> 第31条 代表執行役は、取締役会の決議によって、執行役の中から選定する。 <u>(執行役の責任免除)</u> 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
<u>第6章 会計監査人</u> (会計監査人の選任) 第33条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の決議をもって行う。	<u>第7章 会計監査人</u> (会計監査人の選任) 第33条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
2 会計監査人の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (会計監査人の任期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 会計監査人の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (会計監査人の任期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し</u>、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第7章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。	第8章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日および12月31日とする。 (配当金の除斥期間) 第39条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の配当金には、利息をつけない。	(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする。 (配当金の除斥期間) 第39条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の配当金には、利息をつけない。
附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第59期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第59期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役12名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、指名委員会等設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の取締役全員（14名、監査等委員である取締役を含む。）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役5名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
1	服 部 正 太 (1956年5月16日生)	1985年7月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 1987年6月 当社入社 1991年4月 当社創造工学研究室長 1991年6月 当社取締役 1999年9月 当社常務取締役 2000年9月 当社取締役副社長 2001年9月 当社代表取締役副社長 2002年7月 当社代表取締役社長 2005年7月 当社代表取締役社長CEO（最高経営責任者） 2015年9月 当社代表取締役社長CEO 2017年9月 当社代表取締役社長 （現在に至る）	438,100株
【取締役候補者とした理由】 同氏は代表取締役就任以降、当社の事業を長年にわたって牽引し持続的な成長を実現してきた実績と、経営に関する豊富な知見と経験を有しております。近年は、新規事業の発掘・育成や、多彩な人才の採用や登用を積極的に主導することにより、当社の着実な成長を実現しております。当社の経営指標である総付加価値のさらなる向上のため、同氏の実績と経験を活かすべく、取締役の候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	阿 部 誠 允 (1944年12月4日生)	1970年4月 当社入社 1984年4月 当社エンジニアリングアプリケーション第一部長 1991年6月 当社取締役 2000年9月 当社常務取締役 2002年9月 当社取締役上席執行役員 2003年7月 当社取締役執行役員 2004年7月 当社取締役上席執行役員 2005年7月 当社取締役ＣＯＯ（最高執行責任者） 2005年9月 当社代表取締役ＣＯＯ（最高執行責任者） 2007年9月 当社代表取締役副社長ＣＯＯ（最高執行責任者） 2012年9月 当社代表取締役副社長ＣＱＯ（最高品質責任者） 2014年9月 当社取締役副社長ＣＱＯ（最高品質責任者） 2014年10月 当社取締役会長ＣＱＯ（最高品質責任者） 2015年9月 当社取締役会長（現在に至る）	93,700株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は当社の中核事業である建築構造システムビジネスの収益拡大に多大なる貢献をしてまいりました。近年は、取締役会議長として当社のガバナンスに対するリーダーシップを発揮しています。当社創業のルーツを知る同氏の実績と経験を当社の経営に活かすべく、取締役の候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	澤 飯 明 広 (1956年7月20日生)	1981年4月 当社入社 2002年7月 当社解析技術1部長代理 2003年7月 当社防災・環境部長 2004年7月 当社執行役員 2006年9月 当社取締役執行役員 2007年9月 当社取締役常務執行役員 2012年9月 当社代表取締役副社長ＣＯＯ（最高執行責任者） 2014年9月 当社取締役副社長ＣＯＯ（最高執行責任者） 2015年9月 当社取締役副社長（現在に至る）	43,500株
【取締役候補者とした理由】 同氏は当社の中核事業である防災・耐震・環境評価解析コンサルティングの事業部門を長らく担当し、近年は構造・解析業務の品質維持に向けた管理や監督に注力してまいりました。この経験を活かして、今後は当該分野に限らず当社の事業領域全般の品質の維持と新しい事業開発への貢献を期待し、取締役の候補者となりました。			
4	渡 邊 太 門 (1957年1月6日生)	1979年4月 株式会社日本興業銀行入行 1999年6月 フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問代表取締役社長就任 2003年9月 フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・ジャパンリミテッド取締役就任 2008年4月 野村アセットマネジメント株式会社常務執行役就任 2014年4月 同社顧問就任 2014年7月 当社顧問就任 2014年9月 当社取締役 2014年10月 東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役就任（現任） 2015年3月 株式会社大塚家具取締役就任 2015年9月 当社取締役副社長（現在に至る）	12,100株
【取締役候補者とした理由】 同氏は長年にわたり金融業界に従事し、また海外での業務経験も豊富であります。その知見をもとにした営業力、指導力及び幅広い人脈により当社の事業拡大に貢献してまいりました。今後も引き続き同氏の経験と知見が当社の更なる事業拡大に資すると判断し取締役の候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	木 村 香 代 子 (1960年 6 月17日生)	1984年 4 月 当社入社 1995年 4 月 当社創造工学部室長 2001年 7 月 当社21世紀プロジェクト評価ビジネス技術担当部長 2003年 7 月 当社創造工学部長 2006年 7 月 当社執行役員 2012年 9 月 当社常務執行役員 2016年 9 月 当社取締役常務執行役員 2017年 8 月 当社取締役専務執行役員 (現在に至る)	35,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は長年にわたり当社の意思決定支援ビジネスに取り組みその拡充と社会の制度設計に取り組んでまいりました。当社では、かねてより男女共同参画を推進し、外国籍所員も積極的に採用、登用しております。同氏には、意思決定支援ビジネスで培った制度設計の経験をもとに、多様かつ優秀な人才の採用や登用をさらに促進していくことを期待し、取締役の候補者といいたしました。			
6	郭 献 群 (1962年 5 月27日生)	1991年 7 月 当社入社 2007年 8 月 当社上海駐在員事務所所長 2014年 9 月 当社執行役員 2016年 9 月 当社取締役執行役員 2017年 8 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)	4,100株
【取締役候補者とした理由】 同氏は当社の創業の原点である構造設計の事業を主導しており、近年は、特に当該事業の品質の維持とさらなる向上に注力してまいりました。当該事業の拡充をさらに図りつつ、新しい事業領域へ展開することを期待し、また近年増加する外国籍所員を代表する人才として取締役の候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	黒 木 弘 聖 (1957年7月10日生)	1981年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2002年2月 同行国立支店長 2003年11月 同行神田駅前支店長 2004年5月 同行浅草橋支店長 2009年4月 同行内部監査部グループリーダー 2012年7月 当社入社 2012年7月 当社執行役員 2015年9月 当社常勤監査役 2017年9月 当社取締役（常勤監査等委員） （現在に至る）	4,100株
【取締役候補者とした理由】 同氏は常勤監査等委員として当社全体の事業や運営の状況及び財務・会計に深く通じており、当社の公正な企業運営の実現に貢献をしてまいりました。今後とも公正な企業運営の実現と当社の継続的な発展に寄与していただくため取締役の候補者いたしました。			
8	中 込 秀 樹 (1941年6月25日生)	1967年4月 東京地方裁判所判事補任官 1999年1月 水戸地方裁判所長 2002年7月 東京家庭裁判所長 2005年1月 名古屋高等裁判所長官 2006年6月 名古屋高等裁判所長官退官 2006年7月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所（現任） 2008年4月 大東文化大学法科大学院特任教授 2012年9月 当社監査役 2017年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年6月 学校法人大東文化学園 理事長（現任） （現在に至る）	2,300株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は長く裁判官を務め、水戸地方裁判所長、名古屋高等裁判所長官等を歴任し、その後は弁護士として企業の第三者委員会の委員を務めるなど、司法及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な専門的知識・経験を有しております。今後かかる専門知識・経験を当社の継続的な発展に寄与していただくため、社外取締役の候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	本 庄 修 二 (1964年3月17日生)	1987年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 1993年9月 米国コンピュータ・サイエンス・コーポレーション入社 1995年7月 株式会社CSK入社 経営企画室マネージャー、社長付 1998年7月 本庄事務所設立 代表就任（現任） 2004年1月 米国ジェネラルアトランティックLLC 日本代表就任 2007年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社投資銀行本部シニア・バイス・プレジデント就任 2009年4月 多摩大学大学院客員教授就任（現任） 2016年9月 当社取締役（現任） （現在に至る）	一株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は長年にわたりコンサルタントとして多くの企業経営への助言を行ってまいりました。当社の国内外のパートナーであるスタートアップ企業の動向にもアドバイスをいただいています。今後とも経営の専門家としての経験・見識をもとに当社の経営全般への助言を頂戴し、当社の継続的な発展に寄与していただくため社外取締役の候補者となりました。			
10	新 宅 祐 太 郎 (1955年9月19日生)	1979年4月 東亜燃料工業株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）入社 1999年1月 テルモ株式会社 入社 2006年6月 同社 取締役執行役員 2010年6月 同社 代表取締役社長 2017年6月 参天製薬株式会社 社外取締役（現任） 株式会社J-オイルミルズ 社外取締役（現任） 2018年3月 株式会社クボタ 社外取締役（現任） 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授 2019年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授（現任） （現在に至る）	500株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は大手医療機器メーカーの代表取締役を務めるなど、長年にわたりグローバルな会社経営に携わり、会社経営に関わる豊富な経験と高い見識を有するとともに、他社の社外取締役として幅広い知見を有しております。かかる豊富な経験と高い見識に基づき、当社の継続的な発展に寄与していただくため社外取締役の候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	加 藤 嘉 一 (1956年1月16日生)	1979年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2004年8月 株式会社東京三菱銀行 中近東総支配人兼バハレーン支店長 2006年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行 丸の内支社社長 2008年4月 香港上海銀行 ヘッド・オブ・パンキング 2017年6月 グロブナーアジアパシフィックリミテッド 社外取締役（現任） 2017年7月 UBS銀行 東京支店ウェルス・マネジメント副会長 2017年9月 株式会社ゼロ 社外監査役（現任） 2019年8月 クレアシオン・キャピタル株式会社顧問（現任） （現在に至る）	一株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は長年にわたり国内外の金融業界に従事し、海外駐在の経験から海外ビジネスにも精通し、また組織運営・財務及び会計等に豊富な経験と高い見識を有しております。かかる豊富な経験と高い見識に基づき、当社の継続的な発展に寄与していただくため社外取締役の候補者となりました。			
12	根 本 博 史 (1956年9月2日生)	1979年4月 中央監査法人 入所 1992年10月 中央青山監査法人 代表パートナー 2005年7月 クリフィックス税理士法人 代表パートナー 2006年6月 KISCO株式会社 社外監査役（現任） 2015年1月 クリフィックス税理士法人 シニア・アドバイザー（現任） 2016年5月 株式会社クリエイティブ・レストランツ・ホールディングズ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年5月 株式会社マネーパートナーズグループ 社外取締役（監査等委員）（現任） （現在に至る）	一株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は公認会計士及び税理士として、財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社の社外監査役及び社外取締役としての経験を有しております。かかる豊富な経験と高い見識に基づき、当社の継続的な発展に寄与していただくため社外取締役の候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中込秀樹氏、本荘修二氏、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中込秀樹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は2年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。また、本荘修二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、中込秀樹氏、本荘修二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額としております。中込秀樹氏、本荘修二氏の再任が承認された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏の選任が承認された場合、各氏との間で第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、中込秀樹氏、本荘修二氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。また、新宅祐太郎氏、加藤嘉一氏、根本博史氏の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
6. 新宅祐太郎氏が2018年3月から社外取締役を務めております株式会社クボタは、鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを2018年9月に公表しました。同氏は、当該問題が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会等でコンプライアンス、法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなどその責任を果たしております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当社は、社会とともに目指す未来像・方向性として、ソート (Thought) 「Innovating for a Wise Future」を掲げております。このソートには、「工学知」をベースにした有益な技術を社会に普及させることで、より賢慮にみちた未来社会を創出していきたいという思いが込められております。その実現に向けて、Professional Design & Engineering Firmとして、工学知に裏付けられた高付加価値なサービスを提供しております。

事業活動においては、収益の拡大と利益の確保、及び得られた利益を再投資に回すサイクルにより、企業として持続的に成長し続けることを重視しております。収益の拡大に関しては、既存事業において経験曲線効果を重視し、工学知の積み重ねと着実な付加価値向上を行っております。利益の確保に関しては、不採算プロジェクトを抑制するための組織的な品質確保、高付加価値サービスに見合う見積り価格の提示等に取り組んでおります。また、得られた利益を再投資に回し、社内新規事業開発テーマへの投資や、国内外を問わず最先端の技術を持つパートナーとの協業により、新しい事業の開発に努めております。さらに、人材の育成や働く環境の向上にも積極的に投資をしております。

当社はこれまで、様々な事業投資を行ってまいりました。特に社外パートナーへの投資に際しては、当社の特徴でもある技術コンサルティング企業としての価値提供につなげること、及び投資先と当社の間で企業文化に親和性があることを重視しております。前者に関しては、投資先の事業と当社の持つ様々な技術との連携や知財の開発が重要と考えております。また後者に関しては、当社と共通する企業風土を持ち、協業を目指して対等で良好な関係を長期的に維持できることが重要と考えております。これらの方針に基づき、東京大学発ベンチャーとして2004年に設立されたプロメテック・ソフトウェア株式会社を重要なパートナーと位置付け、同社の粒子法シミュレーション技術を幅広い分野に適用し、流体・粉体解析ソフトウェアの販売及びコンサルティング業務を展開しております。また、近年は特に海外のパートナーとの新規事業開発も積極的に行っております。2013年にスタートした米

国SendGrid, Inc.のクラウドベースメール配信サービスSendGridは、サブスクリプション型のビジネスモデルを採用し順調に成長を続けています。また、2016年にスタートした米国LockState, Inc.の入退室管理クラウドサービスRemoteLOCKも、IoT時代における建物や住まいの新たな利用形態として事業基盤が整いつつあります。さらに、大学発の屋内デジタル化技術を事業化した欧州のスタートアップ企業NavVis GmbHへの出資も実施いたしました。その他にも、先端的な技術の社会実装を目指し、東北大学、東京大学、情報通信研究機構等、大学・他研究機関との共同研究や連携活動を通じた事業開発を行っております。災害時の通信手段を提供する「スマホdeリレー」、昨今頻発している大雨に伴う河川の氾濫を予測し防災につなげる「RiverCast」、クラウドプラットフォームでの社会シミュレーションを通じた洞察を提供する「CloudMAS」等、社会的な課題の解決に向けたソリューションの開発を推進しております。

また、当社は顧客に提供するサービスの品質向上及び確保を重視しております。過去に起こった構造設計瑕疵問題や大型プロジェクトの不採算化等を踏まえ、システム開発分野と構造設計・解析コンサルティング業務分野のそれぞれで専門的な品質保証センターを設置し、組織的な品質管理体制を構築・運用しております。各事業分野において、見積り段階からの精査による選別受注、プロジェクトマネジメントの向上による大型不採算プロジェクトの抑制やサービス品質の確保に取り組んでおります。これらを通じて、品質に妥協しない組織風土の醸成に継続して取り組んでおります。

そして、当社のビジネスを推進する上で最も重要な人材に関しても、海外を含めた積極的な採用活動等、様々な取り組みを推進しております。また、特にアジア圏を中心とした採用活動を強化しており、当事業年度末（2019年6月30日時点）において外国籍所員は44名と全所員の約7%を占めております。このことは、異なる文化や経済圏の経験を持つ人材の参画を通じて、当社における多様な価値観の融合による組織の活性化や新たな事業展開につながっています。今後もインターン制度等を活用しながら、幅広い学問分野、国籍からの採用活動を継続してまいります。また、人材の育成にも引き続き積極的に取り組んでおります。社内人事異動や社外研修制度のみならず、米国スタンフォード大学や省庁、外部研究機関への出向など、社内外を含めた様々な活躍の場所を提供することで多様な成長機会の提供を行っております。さらに、働く場に関しても、時代に合わせた制度設計を進めております。当社は創業時から週休2日制を取り入れるなど、多様な働き方に関して先進的な取り組みを行ってまいりましたが、昨今の社会状況の変化も考慮し、より柔軟な働き方を実現するために、前事業年度より定年制の廃止や限定社員制度（勤務地限定、時間限定）を導入しております。その他にも、オフィス環境や福利厚生面の拡充を

通じて、優秀な人材がより魅力的な環境で活躍できるような場の整備を行っております。

以上の取り組みの結果、当事業年度の当社の業績は、前期からの繰越受注残及び期中の受注の積み上げにより売上高は119億66百万円（前事業年度は115億0百万円）となりました。また、提供するサービスの価値に見合った見積り価格の提示や大型不採算案件の抑制及び既存プロダクツの着実な販売と新規プロダクツ販売の伸展等により、営業利益は12億41百万円（前事業年度は11億0百万円）、経常利益は12億46百万円（前事業年度は10億77百万円）となり、いずれも公表済みの業績予想値を超える結果となりました。なお、第2四半期会計期間において特別損失を計上したことにより、当期純利益は6億82百万円（前事業年度は8億60百万円）となりました。

受注残高につきましては、前事業年度末を上回る62億77百万円（前事業年度末は54億20百万円）を確保しております。

当事業年度の事業別の状況は、次のとおりであります。

【エンジニアリングコンサルティング】

当事業年度においては、構造設計コンサルティング業務、住宅メーカー向けシステム開発業務、及び建設・製造業向けシステム開発業務が堅調に推移しました。これらの高付加価値なサービス提供の結果、エンジニアリングコンサルティング事業における当事業年度の売上高は90億46百万円（前事業年度は89億16百万円）、売上総利益は53億74百万円（前事業年度は48億46百万円）となりました。また、受注残高につきましては、51億95百万円（前事業年度末は43億57百万円）となっております。

【プロダクツサービス】

当事業年度においては、設計者向けCAEソフト及び製造業向け営業支援ソリューションの販売が堅調に推移しました。また、米国SendGrid, Inc.のクラウドベースメール配信サービスが順調に販売を拡大し、IoT/IOE時代に向けた入退室管理クラウドサービスの販売も拡大しました。この結果、プロダクツサービス事業における当事業年度の売上高は29億19百万円（前事業年度は25億83百万円）、売上総利益は10億83百万円（前事業年度は8億20百万円）となりました。また、受注残高につきましては、10億82百万円（前事業年度末は10億63百万円）となっております。

事業別売上高の状況

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
エンジニアリングコンサルティング	9,046	75.6	101.5
プ ロ ダ ク ツ サ ー ビ ス	2,919	24.4	113.0
合 計	11,966	100.0	104.1

② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、重要な設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当事業年度におきましては、重要な資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当事業年度におきましては、該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当事業年度におきましては、該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当事業年度におきましては、該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当事業年度におきましては、該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

近年は地球規模で様々な自然環境の変動に伴う災害が発生しており、日本においても、地震や津波、台風や大雨による洪水や土砂災害等、様々な自然災害が発生し、重要な社会問題となっております。当社は、創業の頃より学問知や経験知等を統合した工学知を活用し、先進的な技術を用いてこのような社会課題の解決に取り組んでまいりました。耐震設計を含めた構造物の構造設計をルーツとしながらも、1960年代からコンピュータを導入し、地盤や周囲の環境解析、建築業界や製造業界におけるIT活用支援、さらには社会システムのシミュレーションや意思決定支援等、多様な事業領域へとビジネスを拡大しております。自然災害だけではなく、エネルギー問題、インフラの老朽化、急速に発展する情報通信技術・デジタル技術の効果的な導入と普及、住まいの安全性だけでなく利便性や快適性の追求、成熟する社会の制度設計等、様々な課題の解決に向けて、当社の持つ知見と技術は有用であると考えております。

それぞれの事業領域においては、経験曲線効果を重視し、工学知の積み重ねと着実な付加価値向上を行っていく必要があると考えております。また、近年急速に普及が進みつつあるIoT技術やAI技術の動向を踏まえて、新たな価値創造のための事業開発の継続も重要と考えております。さらには、それらの価値創造を追求する優秀な人材こそが、当社の目指す継続的な付加価値の向上の源泉となります。

上記のような認識のもと、当社は以下の観点で踏まえた施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

イ) 既存のエンジニアリングコンサルティング及びプロダクツサービスビジネスの着実な推進

当社が安定的かつ継続的な成長を実現するためには、事業の中核となるエンジニアリングコンサルティング事業において、高い品質に裏付けされた着実なプロジェクト推進が必要不可欠です。これまで積み上げてきた取り組みを振り返り、品質に妥協しない組織風土の醸成に引き続き全社で取り組んでまいります。また、もう一つの柱であるプロダクツサービス事業においても、ユーザー顧客からのフィードバックやエンジニアリングコンサルティング事業で得られた知見を、各プロダクトに還元することで、継続して品質の向上に取り組んでまいります。

ロ) IoT/AI時代における新たな事業の開発

次世代に向けた新規ビジネス創出に向けては、IoT (Internet of Things)、IoE (Internet of Everything) 分野において、当社の蓄積してきた建築分野等の知見と、先端技術を組み合わせることが重要であると考えています。これに際しては、社内のみならず国内外の大学・企業・研究所等のパートナーとの横断的結束・取り組みによって、付加価値の高い事業展開につなげてまいります。また、これらの事業領域と親和性の高い、クラウドサービスの提供やB2B2C型の新たなビジネスモデルの確立等にも、積極的に取り組んでまいります。

ハ) 今後のビジネスを担う優秀な人材の確保と育成

少子化及び社会環境の変化に伴い厳しさを増す優秀な人材の確保につきましては、多様な報酬の提供、柔軟な働き方の制度整備と運用による働く場の整備が重要と考えています。また、現在及び将来のリーダー層育成を目指し、社内外の組織と連携した多様な成長機会の創出に力を入れてまいります。当社は古くから週休2日制やフレックス勤務制を導入する等、柔軟な働き方を取り入れてまいりました。2019年7月には、当社が提供する価値の源泉は費やした労働時間ではなく成果物の質であるとの考えのもとで、より柔軟な働き方を実現するために、高度プロフェッショナル制度を率先して採用し、その運用を開始しております。今後も多様な働き方の実現に向けて、当社らしい取り組みの検討を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第58期 (2015.7.1 から 2016.6.30まで)	第59期 (2016.7.1 から 2017.6.30まで)	第60期 (2017.7.1 から 2018.6.30まで)	第61期 (当事業年度) (2018.7.1 から 2019.6.30まで)
売 上 高 (百万円)	10,947	11,852	11,500	11,966
経 常 利 益 (百万円)	943	905	1,077	1,246
当 期 純 利 益 (百万円)	671	615	860	682
1 株当たり当期純利益 (円)	149.01	140.38	187.78	138.04
総 資 産 (百万円)	10,460	10,482	12,257	12,998
純 資 産 (百万円)	3,139	3,662	4,690	5,426

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

種 別	主 要 品 目
エ ン ジ ニ ア リ ン グ コ ン サ ル テ ィ ン グ	構造設計支援システム 防災・耐震・環境評価解析コンサルティング 建築物の構造設計 製造・物流系シミュレーション マーケティングコンサルティング リスク分析 マルチエージェントシミュレーション 交通シミュレーション 移動通信・モバイル・ネットワーク通信システム 製造業向け営業・設計支援システム 最適化・物流システム
プ ロ グ ラ ム サ ー ビ ス	製造系設計者向けCAEソフト クラウド関連サービス 電波伝搬・電磁波解析ソフト 建設系構造解析・耐震検討ソフト ネットワークシミュレーションソフト マーケティング・意思決定支援ソフト 統計解析ソフト 画像認識ソフト コンサルティング 教育トレーニング

(5) 主要な事業所（2019年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 所	東京都中野区
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区
大阪支社	大阪府大阪市中央区
福岡支社	福岡県福岡市博多区
熊本構造計画研究所	熊本県菊池郡大津町
上海駐在員事務所	中華人民共和国上海市

(6) 従業員の状況（2019年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
590名（51名）	12名増	41.5歳	14.8年

（注）1．従業員数は、就業人員数であります。

2．従業員数欄の（外書）はアルバイトの年間平均雇用人数であります。

(7) 主要な借入先（2019年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株式会社りそな銀行	796,300
株式会社みずほ銀行	450,500
株式会社三菱UFJ銀行	374,000
株式会社三井住友銀行	307,503

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2019年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 21,624,000株
- ② 発行済株式の総数 5,500,000株
- ③ 株主数 2,893名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	株 669,179	% 12.50
株式会社南悠商社	490,000	9.15
服部正太	438,100	8.18
構研所員持株会	303,100	5.66
株式会社りそな銀行	200,000	3.74
有限会社構研コンサルタント	150,000	2.80
富野壽	131,200	2.45
阿部誠允	93,700	1.75
外池栄一郎	50,000	0.93
澤飯明広	43,500	0.81

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は378,100株、2017年役員向け株式給付信託に係る株式数は46,779株、2018年ESOP信託に係る株式数は244,300株であります。

2. 持株比率は自己株式437,608株のうち、2017年役員向け株式給付信託所有自己株式46,779株及び2018年ESOP信託所有自己株式244,300株を除く、当社所有自己株式146,529株を控除して計算しております。また、当社所有自己株式は上記大株主から除いております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2018年8月27日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて606,000株減少しております。

(2) **新株予約権等に関する事項** (2019年6月30日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) **会社役員に関する事項** (2019年6月30日現在)

① 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	服 部 正 太	
取 締 役	阿 部 誠 允	
取 締 役	澤 飯 明 広	
取 締 役	渡 邊 太 門	東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役
取 締 役	湯 口 達 夫	
取 締 役	水 野 哲 博	
取 締 役	荒 木 秀 朗	
取 締 役	木 村 香 代 子	
取 締 役	郭 献 群	
取 締 役	猿 渡 青 児	
取 締 役	本 莊 修 二	本莊事務所代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	黒 木 弘 聖	
取 締 役 (監査等委員)	樋 口 哲 朗	公認会計士 樋口公認会計士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	中 込 秀 樹	弁護士 ふじ合同法律事務所パートナー

- (注) 1. 当社は、2017年9月15日開催の第59期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 本莊修二氏並びに取締役(監査等委員)樋口哲朗氏及び中込秀樹氏は社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために黒木弘聖氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 社外取締役（監査等委員）樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を相当に有しているものであります。
5. 社外取締役（監査等委員）中込秀樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する知見を相当に有しているものであります。
6. 社外取締役 本荘修二氏並びに取締役（監査等委員）樋口哲朗氏及び中込秀樹氏は、株式会社東京証券取引所の上場規則に規定される独立役員であります。
7. 2019年6月30日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地	位	氏 名	担 当
社	長	服 部 正 太	事業開発本部、すまい IoT 推進部、米国マーケティング室 管掌 熊本構造計画研究所長、福岡支社長 兼 内部監査室、すまい IoT 推進部、熊本構造計画研究所、福岡支社 担当 兼 事業開発統括責任者、投資統括責任者
会	長	阿 部 誠 允	取締役会議長
副	社 長	澤 飯 明 広	解析グループ、建築システム部、I T S ビジネス室、ライナー・プランニングセンター 管掌 構造・解析品質保証センター 担当 兼 品質統括責任者（解析・構造）
副	社 長	渡 邊 太 門	営業本部 管掌 営業本部長 兼 住環境営業部、大阪支社、名古屋支社、KKE SINGAPORE PTE. LTD. 担当 兼 人物育成統括責任者、顧客関係構築統括責任者
専 務 執 行 役 員		湯 口 達 夫	マーケティング本部、建築デザインマネジメント部、I o E ビジネス推進部 管掌 マーケティング本部長 兼 製造企画マーケティング部、建築デザインマネジメント部、I o E ビジネス推進部 担当 兼 知財戦略統括責任者、関係会社統括責任者
専 務 執 行 役 員		水 野 哲 博	建設・製造グループ、品質保証ユニット 管掌 デザイン工学部、S B D 営業部、P M 品質保証センター 担当 兼 品質統括責任者（システム開発）
専 務 執 行 役 員		荒 木 秀 朗	管理本部 管掌 財務部 担当 兼 財務統括責任者
専 務 執 行 役 員		木 村 香代子	意思決定グループ、企画本部 管掌 創造工学部、オペレーションズ・リサーチ部、人事企画室、リクルート室、社内 I C T 室 担当 兼 産学官連携統括責任者、機会均等推進統括責任者
常 務 執 行 役 員		郭 献 群	構造設計グループ 管掌 上海駐在員事務所長 兼 構造設計 1 部、構造設計 2 部、上海駐在員事務所 担当
常 務 執 行 役 員		猿 渡 青 児	通信グループ 管掌 兼 事業開発本部長 兼 情報通信営業部、事業開発部、通信システム部、電波技術部、クラウドビジネス部 担当
常 務 執 行 役 員		角 家 強 志	プロメテック・ソフトウェア株式会社 出向

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	安 藤 靖 人	米国マーケティング室 担当
常務執行役員	上 枝 一 郎	営業本部 副本部長 兼 営業本部 営業支援室長 兼 営業本部 営業支援室、製造 BPR 営業部
常務執行役員	坪 田 正 紀	役員室、防災・環境部、耐震技術部、防災ソリューション部 担当
執 行 役 員	田 中 和 憲	ソーシャル・ロジスティクス戦略部長 兼 ソーシャル・ロジスティクス戦略部、ITSビジネス室、ライナー・プランニングセンター 担当
執 行 役 員	栗 山 利 男	営業本部 副本部長 兼 エンジニアリング営業1部 担当
執 行 役 員	岩 本 修 司	社会デザイン・マーケティング部長 兼 社会デザイン・マーケティング部、公共企画マーケティング部、広報・海外支援室 担当
執 行 役 員	工 藤 晃 義	建築システム部長 兼 建築システム部 担当
執 行 役 員	畑 山 暢	すまいIoT推進部長 兼 法務知財戦略室 担当
専 門 役 員	庄 司 正 弘	エンジニアリング営業1部 担当
専 門 役 員	澤 田 敏 実	エンジニアリング営業2部長 エンジニアリング営業2部 担当
専 門 役 員	秋 元 正 博	総務部 担当
専 門 役 員	梁 川 幸 盛	建築構造工学部長 兼 建築構造工学部 担当
専 門 役 員	妹 尾 義 之	名古屋支社長 兼 役員室 担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役本荘修二氏並びに社外取締役（監査等委員）樋口哲朗氏及び中込秀樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額となります。

③ 取締役の報酬等の額

イ) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	役 員 報 酬	使用人給与（賞与含む）
取 締 役 （監査等委員を除く）	12名	219,821千円	151,375千円
取 締 役 （監査等委員）	3名	36,553千円	－

（注）１．上記の報酬等の額のうち、社外役員の報酬等の総額は、３名に対して28,200千円です。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額250,000千円（うち社外取締役40,000千円以内）であります。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額40,000千円であります。（2017年９月15日定時株主総会決議）

３．取締役（社外取締役を除く）に対する役員報酬には、上記２．の取締役の報酬限度額とは別枠で設けられた、取締役等に対する株式報酬等の額が含まれております。（2017年９月15日定時株主総会決議）

ロ) 執行役員の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	使用人給与（賞与含む）
執 行 役 員	15名	249,505千円

④ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の役員との兼任状況

- ・社外取締役 本荘修二氏は、本荘事務所の代表であります。なお、当社と同所との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員） 樋口哲朗氏は、樋口公認会計士事務所の代表であります。なお、当社と同所との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員） 中込秀樹氏は、ふじ合同法律事務所のパートナーであります。なお、当社と同所との間には特別の利害関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	本 荘 修 二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席し、主に経営コンサルタントとして培った知識と豊富な経験に基づき、経営から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	樋 口 哲 朗	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会14回の全てに出席し、特に公認会計士としての専門的な見地から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 込 秀 樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査等委員会14回の全てに出席し、特に弁護士としての専門的な見地から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況 (2019年6月30日現在)

① 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30,000千円
ロ) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認める場合、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の他、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 定例取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
 - ハ) 取締役会が当社及び子会社の取締役の職務の執行を監督するため、当社及び子会社の取締役は、会社の業務執行状況を当社の取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ニ) 当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受ける。
- ホ) 当社及び子会社の取締役及び使用人がとるべき行動の基準・規範を示した企業行動規範を制定し、あわせて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて通報相談を受付ける内部通報相談窓口を設ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、決裁文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規程に基づき所定の期間保存し、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ③ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 取締役会の意思決定の迅速化を図るため、代表取締役社長が指名する取締役及び執行役員で構成される経営会議を随時開催し、経営に関する重要事項を審議する。
 - ロ) 執行役員制度により、取締役による経営監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図る。また、執行役員による事業運営の効率性、透明性を高めるため、執行役員が出席する会議を開催するなどし、業務活動状況と諸施策に関する進捗状況の確認や意見交換を通じて情報の共有化を図る。
 - ハ) 子会社の自主性及び効率的意思決定を実現するため、当社の社内規程による一定の留保を除き、子会社が自立的に意思決定を行う。

④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社及び子会社のリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的にリスクマネジメント会議を設置し、内部統制に係る諸々のリスクを抽出し、リスクの透明化と情報の共有を図る。また、品質管理を当社及び子会社における最重要事業リスクと捉えており、品質についてISOによる外部評価、モニタリングを実施する。
- ロ) リスクマネジメント会議の結果、当社及び子会社のリスクの評価について経営への影響が大きく、全社的対応を必要とする事項については、随時、経営会議を通じ、取締役会に報告し、その判断を求めている。なお、金融商品取引法等に基づく情報開示については適時適切な情報を開示できるよう努める。
- ハ) 緊急対応については、総務担当部門に情報を集約し、取締役及び外部有識者を交えた危機対策本部を発足させ、全社的かつ統一的な対応方針を決する。
- ニ) 個人情報の保護、情報セキュリティについては、基本方針や社内規程を定め、それらについての社員教育実施に努める。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社及び子会社の使用人がとるべき行動の規範を示した企業行動規範を策定し、法令等の遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを周知徹底する。
- ロ) 法務担当部門が、コンプライアンス推進のための啓蒙活動に努めるとともに、株主・投資家をはじめ、社会に向けて積極的に情報を発信していくことで、中長期的な企業価値の向上に取り組む。
- ハ) 内部監査室が、当社及び子会社に対する定期的な内部監査を通じて、会社の制度・組織・諸規程とその実施状況が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、業務上の過誤による不測の事態の未然防止と経営能率の向上に努めるとともに、監査結果を代表取締役へ報告する。
- ニ) 通常の職制上のルートとは別に、事案に応じて複数の窓口を適宜選択して直接通報できる制度を設け、当社及び子会社の使用人からの内部通報の仕組みを整備し、相互の抑止機能を高めることにより、法令違反や不祥事を未然に防ぐ体制を整える。通報された内容は秘匿し、通報したことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることや職場環境が悪化することを防止する。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社の関係会社は、社内規程に基づき管理し、適宜、業務報告を受けることとする。

- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 監査等委員会が必要とした場合に、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ロ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、前項の使用人の求めに応じて、会社の業務執行状況等を当該使用人に報告する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助する使用人を任命した場合は、人事異動、考課等について監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、独立性を確保する。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、会社の業務執行状況を監査等委員会に報告する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公平な意見陳述を行う。
- ロ) 監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室、法務担当部門、経理担当部門等の関係部門との連携を図る。
- ハ) 監査等委員会は、会計監査人から会計監査についての報告及び説明を受けるとともに、必要に応じて、意見交換を行う。
- ニ) 監査等委員会は、職務を遂行するにあたり必要と認めるときは、顧問弁護士との連携を図る。
- ホ) 当社は、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。
- ヘ) 当社は、監査等委員からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行う。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針としており、企業行動規範においても、取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応することを規定している。

ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに顧問弁護士との連携体制を整備し、加えて新規取引の開始時等において反社会的勢力との関連の有無を調査する。また、反社会的勢力への対応に関する社内規程を制定し明文化するとともに、教育・研修を実施することで取締役及び使用人への周知徹底を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役会の意思決定の迅速化を図るため、代表取締役社長が指名する取締役及び、執行役員で構成される経営会議を随時開催し、経営に関する重要事項を審議しております。

取締役会は、当事業年度は14回開催され、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

② 損失の危険の管理に関しては、リスクマネジメント会議の開催などにより、リスク管理体制の検証、見直し及び情報の共有を行い、体制の整備を行っております。

また、品質管理につきましては、ISOによる外部評価、モニタリングを実施いたしました。

さらに、内部監査におきましても、業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

- ③ 監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名を含む監査等委員3名で構成されています。監査等委員会は14回開催され、監査に関する重要事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。

また、監査等委員は、代表取締役社長及び内部監査室等の関係部門並びに会計監査人と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築とその仕組みが適正に機能していることについて、代表取締役社長が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、不備があれば必要な是正措置を行っており、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

- ⑤ 反社会的勢力を排除するため、企業行動規範において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を遮断する基本方針を規定し、取締役及び使用人に徹底しています。また、所轄警察署などの外部専門機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、経営基盤の強化及び将来の事業展開に備えての内部留保を勘案しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

2019年8月8日開催の取締役会において、2019年6月30日を基準日とした当期末配当を、1株当たり普通配当35円に、2019年5月6日をもちまして創立60周年を迎えたことによる記念配当10円を加えた合計45円と決議いたしました。

なお、年間配当金としては、第1四半期末配当金15円、第2四半期末配当金15円、第3四半期末配当金15円と合わせた合計90円となり、2018年8月6日に公表いたしました配当予想80円から10円増額となりました。また、1株当たり年間配当額の2018年6月期実績80円と比較いたしましても10円増配となります。

2020年6月期の配当につきましては、上記利益配分に関する基本方針のもと、配当可能額の水準を勘案し、1株当たり年間配当金を100円とさせていただく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,195,516	流 動 負 債	3,636,613
現 金 及 び 預 金	1,351,550	買 掛 金	238,198
受 取 手 形	71,583	短 期 借 入 金	10,000
売 掛 金	1,343,940	1 年 内 償 還 予 定 の 債	100,000
半 製 品	85,498	1 年 内 返 済 予 定 の 債	541,832
仕 掛 品	702,261	長 期 借 入 金	32,093
前 渡 金	57,359	リ ー ス 債 務	406,033
前 払 費 用	508,257	未 払 金	861,835
そ の 他	121,022	未 払 法 人 税 等	266,083
貸 倒 引 当 金	△45,956	未 払 消 費 税 等	115,380
固 定 資 産	8,803,258	未 前 受 り 金	884,064
有 形 固 定 資 産	5,053,604	預 り 金	181,091
建 物	1,675,149	固 定 負 債	3,935,787
構 築 物	9,954	社 債	350,000
機 械 及 び 装 置	32,679	長 期 借 入 金	1,386,471
車 両 運 搬 具	2,547	リ ー ス 債 務	35,175
工具、器具及び備品	63,744	退 職 給 付 引 当 金	2,004,634
土 地	3,267,401	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	40,000
建 設 仮 勘 定	2,128	株 式 報 酬 引 当 金	63,477
無 形 固 定 資 産	439,918	資 産 除 去 債 務	56,028
ソ フ ト ウ ェ ア	351,300	負 債 合 計	7,572,400
そ の 他	88,618	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,309,735	株 主 資 本	5,435,757
投 資 有 価 証 券	1,654,159	資 本 金	1,010,200
関 係 会 社 株 式	378,275	資 本 剰 余 金	1,159,926
関 係 会 社 出 資 金	43,289	資 本 準 備 金	252,550
従 業 員 に 対 す る	466	そ の 他 資 本 剰 余 金	907,376
長 期 貸 付 金	3,845	利 益 剰 余 金	4,117,147
破 産 更 生 債 権 等	2,622	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,117,147
長 期 前 払 費 用	928,837	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	27,994
繰 延 税 金 資 産	135,508	別 途 積 立 金	100,000
保 険 積 立 金	166,487	繰 越 利 益 剰 余 金	3,989,153
そ の 他	△3,757	自 己 株 式	△851,517
貸 倒 引 当 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△9,382
資 産 合 計	12,998,775	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△9,382
		純 資 産 合 計	5,426,374
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,998,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018 年 7 月 1 日から)
(2019 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,966,216
売 上 原 価		5,508,373
売 上 総 利 益		6,457,842
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,216,574
営 業 利 益		1,241,267
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
有 価 証 券 利 息	2,635	
受 取 配 当 金	3,488	
投 資 有 価 証 券 運 用 益	23,246	
販 売 報 奨 金	11,397	
そ の 他	6,359	47,162
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,906	
社 債 利 息	1,408	
社 債 発 行 費	9,539	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	9,844	
そ の 他	5,416	42,116
経 常 利 益		1,246,314
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	241,760	
固 定 資 産 除 却 損	793	242,553
税 引 前 当 期 純 利 益		1,003,760
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	364,448	
法 人 税 等 調 整 額	△43,254	321,194
当 期 純 利 益		682,565

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2018年7月1日高	1,010,200	252,550	1,644,482	1,897,032	29,130	100,000	3,814,031	3,943,161	△2,177,182	4,673,211
事業年度中の 変 動										
剰余金の配当							△508,579	△508,579		△508,579
当期純利益							682,565	682,565		682,565
固定資産圧縮 積立金の取崩					△1,135		1,135	—		—
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分									588,561	588,561
自己株式の消却			△737,105	△737,105					737,105	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の 変動額合計	—	—	△737,105	△737,105	△1,135	—	175,121	173,985	1,325,665	762,545
2019年6月30日高	1,010,200	252,550	907,376	1,159,926	27,994	100,000	3,989,153	4,117,147	△851,517	5,435,757

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年7月1日 残 高	17,662	17,662	4,690,874
事業年度中の 変 動			
剰余金の配当			△508,579
当期純利益			682,565
固定資産圧縮 積立金の取崩			—
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			588,561
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△27,044	△27,044	△27,044
事業年度中の 変動額合計	△27,044	△27,044	735,500
2019年6月30日 残 高	△9,382	△9,382	5,426,374

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ) 子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

ロ) 関係会社出資金……………有限責任事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ) その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、有限責任事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

半製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～45年
機械及び装置	4～17年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益による償却方法と見込販売期間（3年）の均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

- ③ 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産
3年均等償却

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から損益処理することとしております。

- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に充てるため、当社内規に基づき計上しております。

なお、取締役会の決議による当該内規の変更により、2001年7月1日以降の在職期間に対応する役員退職慰労金は、生じておりません。

- ⑤ 株式報酬引当金……………株式交付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当事業年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2. 追加情報に関する注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

当社は、従業員持株会（以下、「本持株会」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

2018年に開始したE S O P信託

① 取引の概要

当社は、従業員の福利厚生の実施及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、本持株会に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元する従業員持株会支援信託E S O P（以下、「2018年E S O P信託」という。）を2018年6月より導入しております。

2018年E S O P信託では、当社が当該信託を設定し、当該信託はその設定後2年11ヵ月間にわたり本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。

信託終了時まで、当該信託が本持株会への売却を通じて当該信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

② 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ) 信託における帳簿価額は前事業年度1,149,189千円、当事業年度561,157千円であります。

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ロ) 期末株式数は前事業年度500,300株、当事業年度244,300株であり、期中平均株式数は前事業年度41,691株、当事業年度362,116株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度1,194,440千円、当事業年度554,300千円

(2) 役員向け株式報酬制度の導入について

当社は、取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員向け株式報酬制度を導入しております。

2017年に開始した役員向け株式給付信託

① 取引の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「2017年役員向け株式給付信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める取締役等株式給付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭（当社株式とあわせて、以下、「当社株式等」という。）を、当該信託を通じて各取締役等に給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時とします。

② 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ) 信託における帳簿価額は前事業年度112,659千円、当事業年度112,129千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ロ) 期末株式数は前事業年度47,000株、当事業年度46,779株であり、期中平均株式数は前事業年度31,333株、当事業年度46,834株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

3. 表示方法の変更にに関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	1,015,176千円
土地	2,907,786千円
計	3,922,962千円

② 上記に対する債務

長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む） 630,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,413,093千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,967千円
短期金銭債務	63,611千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	364千円
仕入高	227,096千円
販売費及び一般管理費	68,408千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式（株）	6,106,000	—	606,000	5,500,000

(注) 発行済株式の減少606,000株は、2018年8月6日開催の取締役会決議に基づき2018年8月27日に実施された自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式（株）	1,299,828	1	862,221	437,608
内 訳				
当社が保有する 自己株式（株）	752,528	1	606,000	146,529
2017年役員向け株式給 付信託が保有する自己株 式（株）	47,000	—	221	46,779
2018年ESOP信託が保有 する自己株式（株）	500,300	—	256,000	244,300

(注) 1. 当事業年度期首の自己株式数には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P信託が保有する自社の株式がそれぞれ47,000株、500,300株含まれており、当事業年度末の自己株式数には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P信託が保有する自社の株式がそれぞれ46,779株、244,300株含まれております。

2. 自己株式の増加1株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 自己株式の減少862,221株は、自己株式の消却による減少606,000株、2017年役員向け株式給付信託の当社取締役の退任に基づく給付221株、2018年E S O P信託保有の当社株式の従業員持株会への売却256,000株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年8月6日 取 締 役 会	普通株式	267,673	50.00	2018年6月30日	2018年9月6日
2018年11月12日 取 締 役 会	普通株式	80,302	15.00	2018年9月30日	2018年12月10日
2019年2月12日 取 締 役 会	普通株式	80,302	15.00	2018年12月31日	2019年3月11日
2019年5月13日 取 締 役 会	普通株式	80,302	15.00	2019年3月31日	2019年6月10日

- (注) 1. 2018年8月6日開催の取締役会での配当金の総額には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P 信託が保有する自社の株式に対する配当金がそれぞれ、2,350千円、25,015千円含まれております。
2. 2018年11月12日開催の取締役会での配当金の総額には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P 信託が保有する自社の株式に対する配当金がそれぞれ、705千円、6,562千円含まれております。
3. 2019年2月12日開催の取締役会での配当金の総額には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P 信託が保有する自社の株式に対する配当金がそれぞれ、701千円、5,568千円含まれております。
4. 2019年5月13日開催の取締役会での配当金の総額には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P 信託が保有する自社の株式に対する配当金がそれぞれ、701千円、4,638千円含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年8月8日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	240,906	45.00	2019年6月30日	2019年9月12日

- (注) 1. 2019年8月8日開催の取締役会での配当金の総額には、2017年役員向け株式給付信託及び2018年E S O P 信託が保有する自社の株式に対する配当金がそれぞれ、2,105千円、10,993千円含まれております。
2. 1株当たり配当額には、創立60周年記念配当10円が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	15,222千円
ソフトウェア	7,035千円
未払事業税	22,586千円
未払事業所税	5,389千円
未払賞与等	210,305千円
退職給付引当金	613,819千円
役員退職慰労引当金	12,248千円
仕掛品	179千円
その他有価証券評価差額金	4,142千円
その他	110,126千円
繰延税金資産小計	1,001,051千円
評価性引当額	△51,202千円
繰延税金資産合計	949,849千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△12,355千円
その他	△8,657千円
繰延税金負債合計	△21,012千円
繰延税金資産の純額	928,837千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については、設備投資計画・研究開発計画に基づいて、必要な資金を社債発行及び銀行借入により調達しております。

② 主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社が定めた「営業管理規則」に従って、信用状態の変化、売掛金回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、仕入先・外注委託先に対する債務であり、未払金・未払費用は一般経費に係る債務であり、ほとんど短期間で支払われます。

社債及び借入金は、設備投資・研究開発投資のための資金と短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。

短期借入金は、年次・月次の資金計画により調達しておりますが、1年以内の短期間で返済しております。また、長期借入金は固定金利で調達し、金利変動リスクに備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現 金 及 び 預 金	1,351,550	1,351,550	—
(2) 受 取 手 形	71,583	71,583	—
(3) 売 掛 金	1,343,940	1,343,940	—
(4) 投 資 有 価 証 券	67,330	67,330	—
(5) 破 産 更 生 債 権 等	3,845		
貸倒引当金（＊１）	△3,757		
	87	87	—
資 産 計	2,834,492	2,834,492	—
(1) 買 掛 金	238,198	238,198	—
(2) 短 期 借 入 金	10,000	10,000	—
(3) 未 払 金	406,033	406,033	—
(4) 未 払 費 用	861,835	861,835	—
(5) 未 払 法 人 税 等	266,083	266,083	—
(6) 未 払 消 費 税 等	115,380	115,380	—
(7) 預 り 金	181,091	181,091	—
(8) 社 債 (＊２)	450,000	450,825	825
(9) 長 期 借 入 金 (＊３)	1,928,303	1,930,443	2,140
(10) リ ー ス 債 務 (＊４)	67,268	66,610	△658
負 債 計	4,524,194	4,526,502	2,307

（＊１）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊２）１年内償還予定の社債を含めて表示しております。

（＊３）１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（＊４）１年以内に期限が到来するリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

担保及び保証等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、及び(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債、(9) 長期借入金、及び(10) リース債務

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
そ の 他 有 価 証 券	
非 上 場 株 式	1,262,269
非 上 場 転 換 社 債	53,895
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 出 資 金	270,664
合 計	1,586,829
関 係 会 社 株 式	378,275
関 係 会 社 出 資 金	43,289

非上場株式、非上場転換社債及び投資事業有限責任組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

関係会社株式及び関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	1,351,550	—	—
受取手形	71,583	—	—
売掛金	1,343,940	—	—
合計	2,767,074	—	—

(注) 4. 短期借入金、社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	10,000	—	—	—	—	—
社債	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	—
長期借入金	541,832	948,632	212,839	150,000	75,000	—
リース債務	32,093	24,270	10,549	355	—	—
合計	683,925	1,072,902	323,388	250,355	125,000	—

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	286,545千円
持分法を適用した場合の投資の金額	267,773千円
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△192,737千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,071円90銭
1株当たり当期純利益	138円04銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

当事業年度において、貸借対照表上投資その他の資産の関係会社株式(LockState, Inc.)につき、関係会社株式評価損241,760千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、同社の事業の進捗状況を検討した結果、必要と認められた額について減損処理を行っております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月8日

株式会社構造計画研究所
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 尾 健太郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社構造計画研究所の2018年7月1日から2019年6月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月8日

株式会社構造計画研究所 監査等委員会

常勤監査等委員 黒 木 弘 聖 ⑩

監 査 等 委 員 樋 口 哲 朗 ⑩

監 査 等 委 員 中 込 秀 樹 ⑩

(注) 監査等委員 樋口哲朗及び中込秀樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

